

所定疾患療養費について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発病した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

算定条件

1. 所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し治療管理として、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。
2. 所定疾患療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは出来ないこと。
3. 所定疾患療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載する。
6. 当該加算の請求開始後は、治療の嫉視状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成30年度 所定疾患療養費算定状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

病名	月	件数	日数	処置内容
肺炎	8	1	7	抗生剤（レボフロキサシン錠）の内服
尿路感染症		0	0	
带状疱疹		0	0	